



年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。

■が休みです。

施設名	12月				1月			
	28日 (金)	29日 (土)	30日 (日)	31日 (月)	1日 (火)	2日 (水)	3日 (木)	4日 (金)
市役所本庁、各支所(※1)								
サン・シープラザ								
本郷・久井・大和保健福祉センター								
芸術文化センター ポポロ								
みはら歴史館								
児童館								
市民福祉会館								
リージョンプラザ								
大和勤労福祉センター								
三原市・本郷・大和人権文化センター								
中央・本郷・久井・大和図書館								
三原市・久井歴史民俗資料館								
中央公民館、各公民館・コミュニティセンター								
地域学習センター(さざなみ学校)								
本郷生涯学習センター、くい文化センター、大和文化センター								
やまみ三原運動公園	年末・年始も開園(※2)							
久井運動公園								
白竜湖スポーツ村公園								
北方グラウンド・ゴルフ場							無料開放	無料開放
清掃工場、不燃物処理工場(※3)								
ストックヤード(清掃工場内)								
エコワイズセンター(久井地域)(※3)								
し尿の収集(※4)								
斎場(三原市斎場・やすらぎ苑・西和苑)								

※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁地下1階、または各支所の警備室で受け付けます。

※2 12月30日(日)～1月3日(木)は開園時間が8時～17時(1月1日(火)は13時～17時)となります。

※3 詳しくはかんきょうカレンダーで確認してください。問い合わせは環境管理課(☎0848・63・1210)へ。

※4 問い合わせは清掃工場(☎0848・62・4197)へ。

☎0848・67・6138
議会事務局

と き	内 容
4日(火)	本会議:開会
6日(木)・7日(金)	本会議:一般質問
10日(月)	本会議:一般質問予備日
11日(火)	総務財務委員会
12日(水)	厚生文教委員会
13日(木)	経済建設委員会
14日(金)	補正予算特別委員会
18日(火)	本会議:閉会

次の日程で、12月定例会の開催が予定されています。
市議会は公開しています。傍聴は会議当日、議事堂で受け付けます。
※議事堂は新庁舎建設に伴い、ゆめきやりあセンター(館町二丁目)に一時移転しています。
定員 本会議 45人、各委員会 15人程度
※定員を超えた場合、入場できないことがあります。

市議会定例会が
開催されます



水道管を凍結から守って

水道管が凍結すると、水が出なくなったり、管が破裂したりすることがあります。寒さが厳しくなる前に、凍結を防ぐための対策をしましょう。

●水道管の凍結を防ぐには

メーターボックスの中に、布や新聞紙などを入れたビニール袋を入れて保温しましょう。

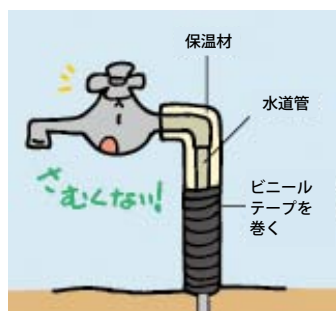
露出した水道管にはビニールテープで保温材(布や毛布でも可)を巻き付けましょう。

●水道管が凍結してしまったら

タオルなどの布をかぶせた上から、ぬるま湯をゆっくりかけて溶かしましょう。急に熱湯をかけると蛇口や水道管が破裂することがあります。

●蛇口や水道管が破裂したら

止水栓を閉め、指定工事事業者に修理を依頼してください。



☎水道部工務配水課 ☎0848・64・2294

第7回がんフォーラム

入場料無料

と き 22日(土)13時~15時30分

ところ リージョンプラザ 文化ホール

内 容

①基調講演「あなたと、あなたの大切な人のために～がん患者からのメッセージ～」

講 師 NPO法人

愛媛がんサポ

ートおれんじの会

理事長 松本陽子さん



▲松本陽子さん

②座談会「緩和ケアの今と昔～今 あなたに伝えたいこと～」

内 容 医師や薬剤師、看護師、在宅ケアコーディネーター、医療ソーシャルワーカーによる意見交換

③がんに関連した体験・展示コーナー

定 員 350人(先着順)

※希望者は直接、会場へ。

☎保健福祉課 ☎0848・67・6053

来年度固定資産税

償却資産の申告を忘れずに!

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告の漏れや誤りのないよう確認してください。今月中に申告書が届かないときは連絡してください。

申告期間 来年1月4日(金)～1月31日(木)

提出先 資産税課、各支所地域振興課

対象となる償却資産

- ・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)

- ・減価償却済みの資産

- ・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

☎資産税課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6039

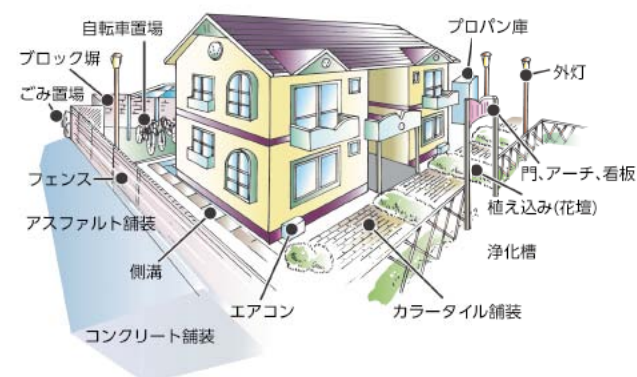
●償却資産の实地調査を行なっています

申告の漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に实地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがあります。

※申告に漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否には、罰則が設けられています。

【例】アパート経営の主な償却資産



ロボホン設置店を巡る探検ラリーを開催 ～子どもたちがプログラミングしたロボホンに会いに行きませんか～

MIHARAプログラミング教育推進協議会の講座に参加した子どもたちがプログラミングしたコミュニケーションロボット「ロボホン」を、市内の協力店・施設などに設置します。各店舗・施設を巡る探検ラリーに参加して応募すると、抽選で記念品が当たります。

※この事業は総務省の実証事業の採択を受けています。

と き 15日(土)～26日(水)

ところ 表の設置店舗・施設

※詳しくはホームページ(<https://www.rofrec.jp/challenge-mihara>)で確認してください。



▲ホームページの2次元コード

☎一般社団法人ロフレック

岡田さん(☎090・7594・1230)



▲コミュニケーションロボット「ロボホン」



▲講座でプログラミングを学ぶ子どもたち

表 ロボホン設置店舗・施設(50音順)

店舗・施設名	ところ
あすなろ苑	頼兼二丁目9番10号
喜多扇	城町一丁目20番21号
スーパーホテル三原駅前	城町一丁目12番10号
まこと屋 イオン三原店	城町二丁目13番1号
みはら歴史館	城町一丁目2番1号
ゆめの木珈琲	円一町一丁目1番7号
ゑびす家本店	城町一丁目8番2号

12月3日(月)～9(日)は障害者週間です

今月は、障害者週間にちなんださまざまなイベントを開催します。

●街頭キャンペーン

と き 3日(月)16時～17時

ところ イオン三原店、フジグラン三原、ニチエー中之町店、マックスバリュ本郷店

内 容 障害者週間に関するチラシなどの配布

●公演

と き 15日(土)10時～12時

ところ リージョンプラザ 展示ホール

内 容 ①落語②マジックショー

出 演 ①全盲の落語家 桂 福点さん②耳の聞こえないマジシャン ミスターかわづさん

定 員 100人

(先着順)

※希望者は直接、会場へ。



▲桂 福点さん



▲ミスターかわづさん

●三原特別支援学校芸術祭

と き 15日(土)13時～15時

ところ リージョンプラザ 文化ホール

内 容 小・中学部の児童・生徒の作品展示、高等部の生徒による音楽発表・美術作品展示



▲昨年の音楽発表の様子

問い合わせ先 三原特別支援学校

(☎0848・66・3030 FAX 0848・66・3031)

●アート展

と き 15日(土)～27日(木)10時～17時

※15日(土)・21日(金)・22日(土)は19時まで。

ところ リージョンプラザ 展示ホール

内 容 あいサポートアート展巡回展示、三原特別支援学校児童・生徒の作品展示、障害のある人の作品展示

☎社会福祉課☎0848・67・6060 FAX 0848・64・2130

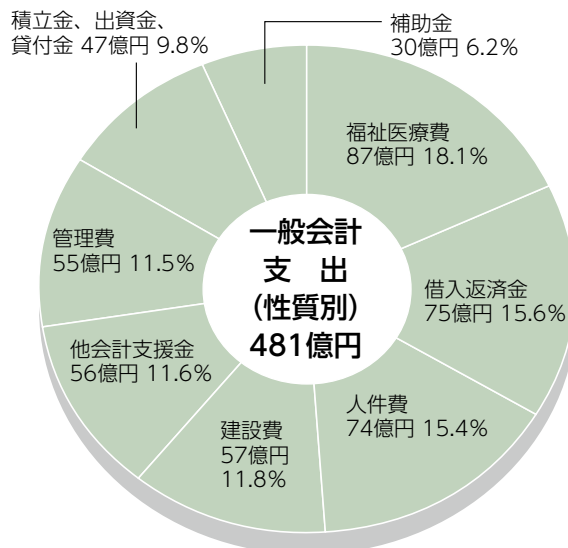
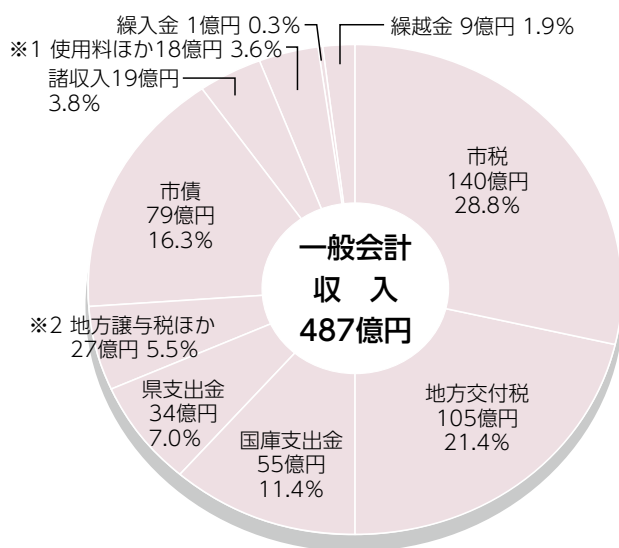


●平成29年度の決算状況

会 計	収 入 (A)	支 出 (B)	平成30年度に使うことが決まっている経費 (C)	収 支 (A-B-C)
一般会計	487億円	481億円	1億円	5億円
特別会計	286億円	275億円	0億円	11億円
合 計	773億円	756億円	1億円	16億円

平成29年度の決算

平成29年度は平成28年度に引き続き、一般会計、特別会計とも赤字ではありませんでした。



- ※1 使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄付金、財産収入を含みます。
 ※2 地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含みます。

●市の財政を家計に例えると？

1カ月当たり31万3千円※を支出する家計に置き換えると、市の収入と支出の状況は次のとおりです。
 ※平成29年総務省家計調査による平均消費支出から。

収入の内訳

市の収入項目	家計の収入項目	金 額
市税	給料	91,131円
地方交付税、国・県支出金、地方譲与税ほか	親からの援助	143,779円
市債	借金	51,545円
諸収入、使用料ほか	副業の収入	23,537円
繰入金	預金の取り崩し	897円
繰越金	前月の残り	6,027円
合 計		316,916円

支出の内訳

市の支出項目	家計の支出項目	金 額
福祉医療費	医療費	56,631円
人件費	食費	48,324円
建設費	家具購入費や車購入の頭金	37,090円
借入返済金	ローン返済金	48,924円
管理費	光熱水費や家の補修費	35,992円
他会計支援金	子どもへの仕送り	36,180円
補助金	保険の掛金など	19,331円
積立金、出資金、貸付金	貯金や友人への貸し付け	30,528円
合 計		313,000円
収入－支出		3,916円



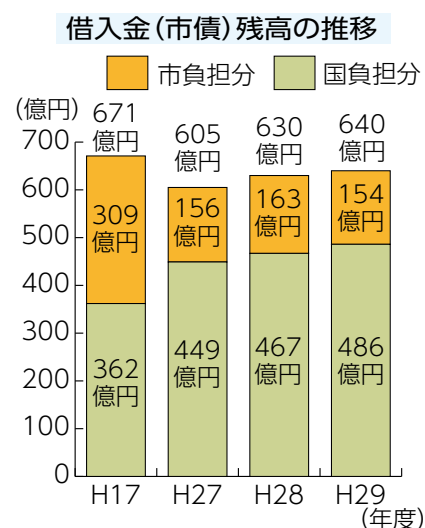
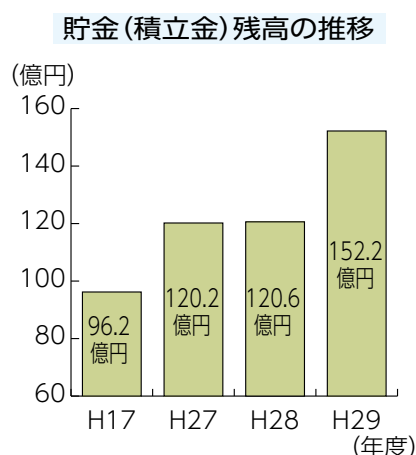
収入から支出を引くと黒字になっておるが、収入に占める給料(市税)の割合は約30%しかなく、約半分は親からの援助(地方交付税など)で賄われている状況じゃ。
 支出は、医療費(福祉医療費)、食費(人件費)、ローン返済金(借入返済金)が約半分を占めておるのう。
 皆さんの家計と比べてみてはどうかの？

問財政課
 ☎0848・67・6028

●貯金(積立金)と借入金(市債)の残高

合併特例債や過疎債(ソフト分)を基金へ積み立てたことなどにより、貯金の残高は平成28年度に比べて大幅に増加しています。

市役所新庁舎の整備や合併特例基金への積み立てなどのために借入れをしたことから、借入金残高は平成28年度に比べて10億円増加していますが、市負担分は9億円減少しています。



※平成17年度の国と市それぞれの負担額は、現行制度の算定方法に準じて算出しています。

●健全化判断比率と資金不足比率でみる市の財政状況

健全化判断比率・資金不足比率とは、自治体の財政破綻を未然に防ぐために国が定めた基準で、この比率でその自治体の財政の健全性を判断することができます。

市の平成29年度決算では、全ての項目で基準をクリアしており、財政は健全な状態にあるといえます。

健全化判断比率	平成29年度 決算数値	早期健全化基準 (財政が破綻寸前であることを示す国の基準値)	財政再生基準 (財政が破綻していることを示す国の基準値)
実質赤字比率 (一般会計などの赤字比率)	— (赤字なし)	11.97%	20%
連結実質赤字比率 (上下水道などを含む全会計の赤字比率)	— (赤字なし)	16.97%	30%
実質公債費比率 (収入に対する借金返済額の比率)	7.0%	25%	35%
将来負担比率 (収入に対する借金残高などの比率)	35.3%	350%	—

	平成29年度 決算数値	経営健全化基準 (財政が破綻寸前であることを示す国の基準値)
資金不足比率 (上下水道など公営企業の赤字比率)	— (赤字なし)	20%

※各指標の計算式など、詳しくは市ホームページで公開しています。

平成30年度上半期の市の財政状況をお知らせします(平成30年9月30日現在)

●予算の執行状況

会計	予算額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	529億9,364万3千円	196億918万8千円	37.0%	160億8,185万円	30.3%
特別会計	281億9,805万9千円	100億254万6千円	35.5%	100億8,049万4千円	35.7%
合計	811億9,170万2千円	296億1,173万4千円	36.5%	261億6,234万4千円	32.2%

●市が保有する財産の現在高

財産	現在高
土地(地積)	8,273,509.68㎡
建物(延床面積)	482,697.53㎡
基金	
一般会計	152億1,285万6千円
特別会計	34億7,262万1千円

●水道事業の経営状況

上半期は、収益13億478万1千円、費用12億6,954万6千円で差し引き3,523万5千円の利益が出ました。



市職員の給与などをお知らせします

平成30年4月1日現在

3 職員の平均給料月額と平均年齢

区 分	一 般 行 政 職	
	平均給料月額	平均年齢
三原市	318,100円	41.9歳
国	329,800円	43.5歳

市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法に基づき、市の条例・規則で定められています。給与などについて、主な内容をお知らせします。

☎職員課 ☎0848・67・6024

4 職員の初任給

区 分		三 原 市	国
一般行政職	大学卒(上級)	185,800円	192,700円
	大学卒	179,200円	179,200円
	高校卒	151,500円	147,100円

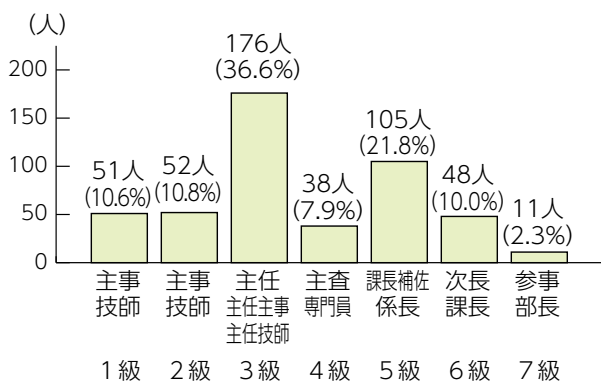
5 職員の経験年数別・学歴別の平均給料月額

区 分		経 験 年 数		
		10～14年	15～19年	20～24年
一 般 行政職	大学卒	279,100円	315,200円	351,700円
	高校卒	253,000円	297,000円	318,800円

1 特別職の給料など

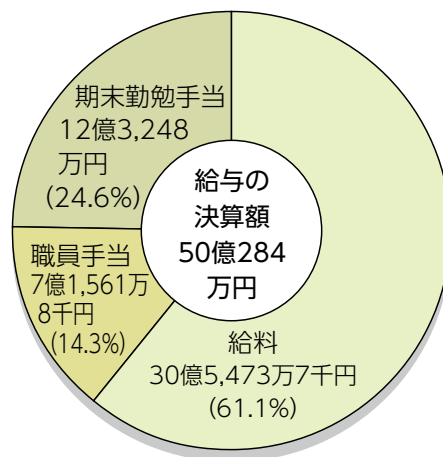
区 分	給 料・報 酬	期 末 手 当		
		6月期	12月期	合計
特別職	市 長 給 料 943,000円	2.125 月分	2.275 月分	4.40 月分
	副市長 //			
議員	議 長 報 酬 530,000円			
	副議長 //			
	議 員 //			

6 一般行政職の級別職員数の状況(合計481人)



※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(税務職44人、看護・保健職30人、福祉職76人、消防職167人、企業職40人、技能労務職32人、幼稚園教諭29人、指導主事9人を除く)。

2 職員の給与(平成29年度一般会計決算)



※職員1人当たりの平均給与(給料+手当)は年額約601万円です。

7 職員手当

区分	内 容		
特殊勤務手当 (平成29年度)	職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合	18.7%	
	支給対象職員1人当たり平均 支 給 年 額	23,150円	
	手 当 の 種 類	9種類	
時間外勤務手当	平成29年度	支 給 総 額	3億826万1千円
		職 員 1 人 当 た り 支 給 年 額	39万7千円
	平成28年度	支 給 総 額	2億9,598万1千円
		職 員 1 人 当 た り 支 給 年 額	38万5千円

区 分		三原市		国	
期末勤勉手当		期 末	勤 勉	期 末	勤 勉
	6月期	1.225月分	0.90月分	1.225月分	0.90月分
	12月期	1.375月分	0.90月分	1.375月分	0.90月分
	合 計	2.6月分	1.8月分	2.6月分	1.8月分
	加算措置	職制上の段階、職務の級などによる			
退職手当		自己都合	勸 奨	自己都合	勸 奨
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	退職時の加算、特別昇給など	勤続20年以上で定年前早期 勸奨退職特例措置として上 記率に2～20%を加算		勤続20年以上で定年前早期 退職特例措置として上記率 に2～45%を加算	

8 職員の定員

部 門		職員数(人)		対前年比(人)
		平成30年	平成29年	
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	156	161	△ 5
	税 務	44	44	0
	民 生	155	149	+ 6
	衛 生	68	70	△ 2
	労 働	0	0	0
	農 水	28	28	0
	商 工	20	23	△ 3
	土 木	88	87	+ 1
小 計		566	569	△ 3
特別行政部門	教 育	103	102	+ 1
	消 防	169	165	+ 4
	小 計	272	267	+ 5
普通会計 計		838	836	+ 2
公営企業部門など	水 道	40	40	0
	その他	30	30	0
	小 計	70	70	0
合 計		908	906	+ 2

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	●配偶者 6,500円	同じ	
	●扶養親族 子 10,000円 父母など 6,500円 ※子のうち16～22歳はそれぞれ5,000円を加算。		
住居手当	●持ち家の場合 なし ●借家・借間の場合 27,000円以内	同じ	
通勤手当	●交通機関利用者 負担額が55,000円以下 実負担額 " 55,001円以上 55,000円	一部国と異なる	●交通用具使用者 距離により 2,000円～31,600円
	●交通用具使用者 距離により 2,900円～31,600円		

※職員数には地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員は除きます。



加入者みんなで支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。

医療費と介護費用が
高額になったら
「高額介護合算療養費」

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、表1の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた額が支給されます。

対象期間 平成29年8月1日～平成30年7月31日

対象者 今年7月末時点で国保の資格がある人

※対象世帯には、来年1月～2月ごろに案内文書を送付します。

※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になる場合があります。詳しくは保険医療課へ問い合わせてください。

◆あんなとき・こんなとき

柔道整復(整骨院など)・鍼灸・マッサージにかかるとき

これらの施術を受けるとき、保険証が使えるのは次の場合に限られます。

①柔道整復：打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のけがのとき
②鍼灸：慢性病(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰

表1 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額(年額・世帯ごと)

年齢	所得区分	対象者	自己負担限度額
70歳未満	上位所得者	基礎控除後の総所得金額等が、世帯の国保被保険者全員の合計で901万円を超える世帯の人。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。	212万円
		総所得金額等が600万円超901万円以下の世帯の人	141万円
	一般	市民税の課税世帯で、総所得金額等が210万円超600万円以下の世帯の人	67万円
		総所得金額等が210万円以下の世帯の人	60万円
	市民税非課税世帯	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人	34万円
70～74歳	現役並み所得者Ⅲ	自己負担の割合が3割の人	市民税課税所得が690万円以上 212万円
	現役並み所得者Ⅱ		市民税課税所得が380万円以上 141万円
	現役並み所得者Ⅰ		市民税課税所得が145万円以上 67万円
	一般	市民税が課税されている世帯で現役並み所得者以外の人	56万円
	低所得者Ⅱ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人(低所得者Ⅰ以外)	31万円
	低所得者Ⅰ	世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯の人	19万円

※所得区分は、今年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

痛症、頸椎捻挫後遺症などで医師の同意があるとき
③マッサージ：筋麻痺、関節拘縮など医療上必要と医師が認めたとき

※ただし、柔道整復や鍼灸は、医療機関で同じ時期に同じ疾患

で治療や薬の処方を受けている場合、保険は適用されません。施術所の先生の質問には正しく答えてください。

※施術内容や医療機関での治療などについて、調査を行うことがあります。

交通事故にあつたとき
「第三者行為による届け出」

交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れ



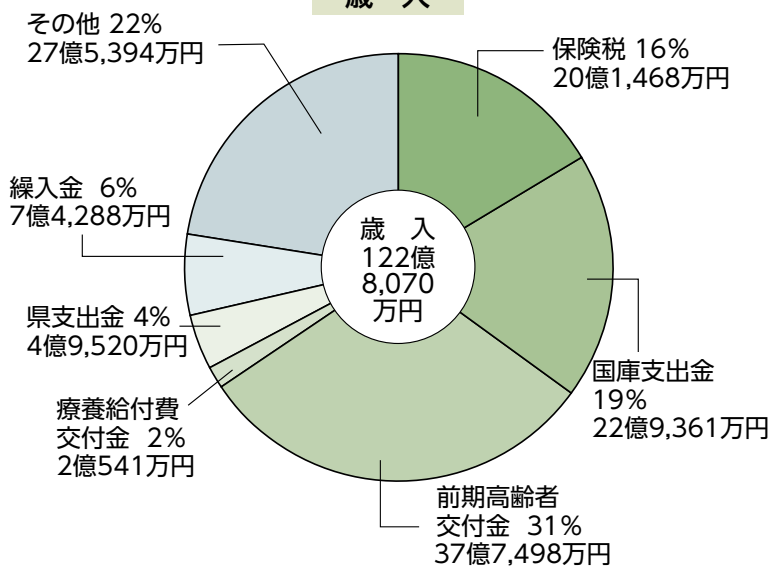
国保だより

平成29年度の決算

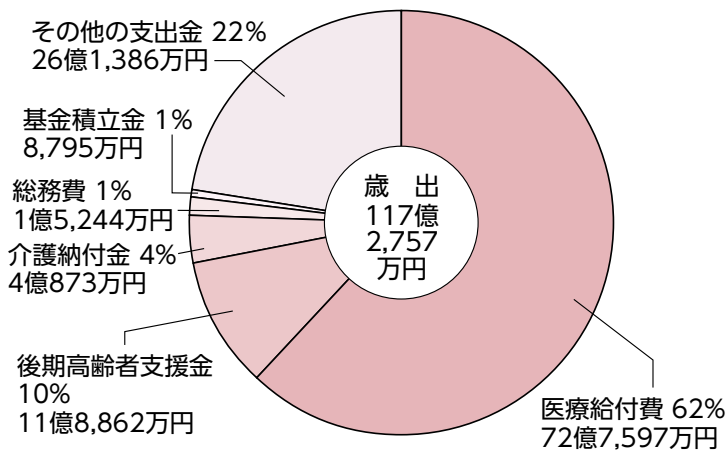
平成29年度の国保会計は、歳入の前期高齢者交付金が増えたことや、歳出の医療給付費が減少したことにより、約5億5,300万円の黒字となりました。

黒字額は平成30年度に繰り越し、国庫・県費などの精算返還金や平成30年度予算での基金繰り入れの解消などに使います。

歳入



歳出



ジェネリック(後発)医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に医療費(自己負担)の削減が見込める人へ通知しています。

●平成29年度 削減効果額

1億3,924万1,282円

社会保険などに加入したとき

社会保険など、国保以外の健康保険に加入したときは、手続きが必要です。

ところ 市民課(市役所本庁1階)、各支所

用意する物 国保の保険証、新しい保険証、印鑑、マイナンバーが確認できる書類

●保険適用の適正化調査に協力を

社会保険などの加入要件を満たしていると思われる国保加入世帯に、調査文書を送付することがあります。回答をお願いします。

☎保険医療課(市役所本庁1階)

0848・67・6050



みんなで支えています。介護保険

介護保険は加齢や病気などで、入浴や食事などの介護、機能訓練や看護などの医療が必要となった人に福祉・医療サービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるように、社会全体で支え合う制度です。

この制度を運営するための費用は、半分を公費(国25%、県12.5%、市12.5%)で負担し、残り半分を40歳以上の人(40歳～64歳が28%、65歳以上が22%)が保険料として負担しています。

表1 市の65歳以上の人口と高齢化率の推移

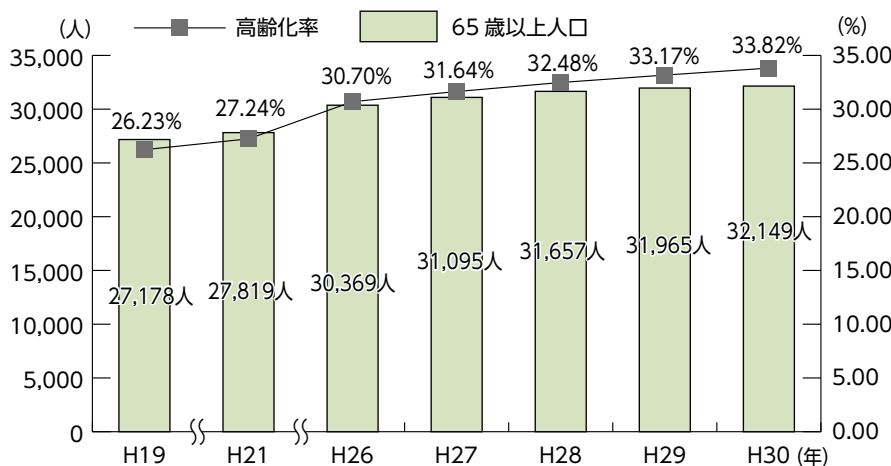
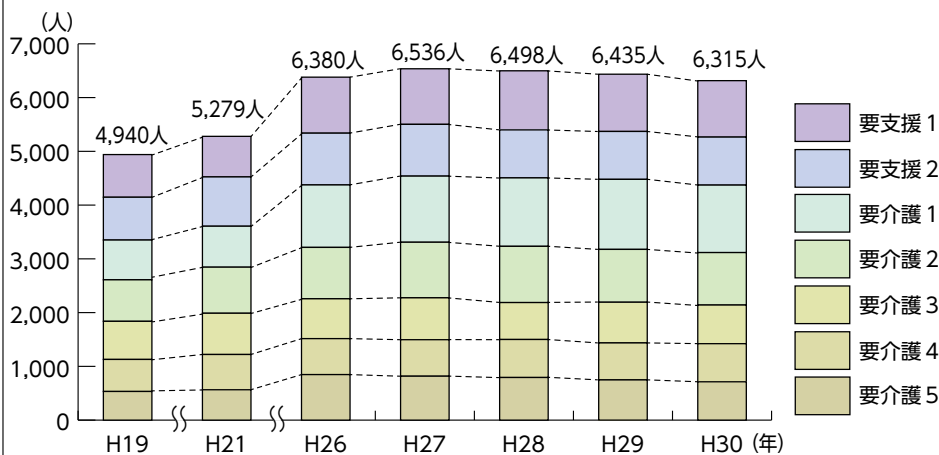


表2 市の要介護・要支援認定者数の推移

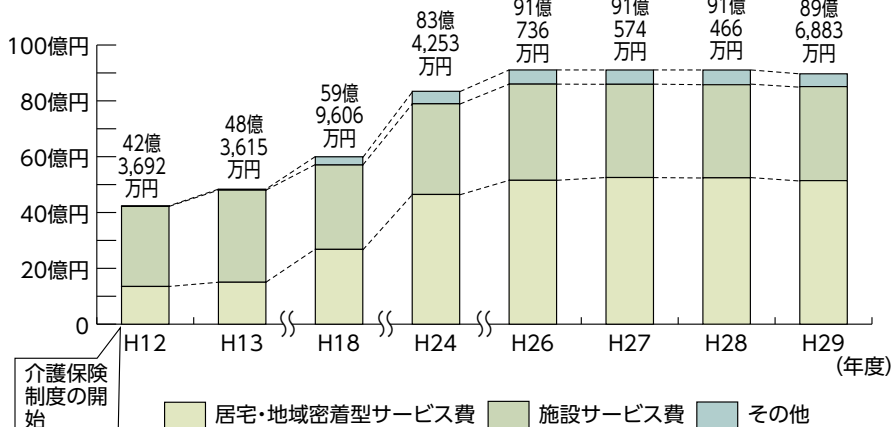


65歳以上の人口と要介護認定者数の推移

市の65歳以上の人口は平成30年3月末現在、32,149人です。高齢化率(全人口に占める65歳以上の人口の割合)は33.82%で、市民の約3人に1人が65歳以上となっています。(表1)

また、要介護・要支援認定者数は6,315人です。(表2)

介護保険給付費の推移



介護保険給付費の推移

平成29年度の介護保険給付費は、介護保険制度が始まった平成12年度に比べ、約2倍に増加しました。特に、自宅での介護サービスにかかる居宅・地域密着型サービス費は約4倍に増えています。



介護保険だより

介護保険サービスの利用には 要介護・要支援認定が必要です

要介護・要支援認定とは、被保険者の心身の状況などを踏まえ、要介護度とその有効期間を認定するものです。

●申請からサービス利用までの手順

① 要介護・要支援認定の申請
市役所本庁または各支所で認定申請をします。申請時に、介護保険証と主治医意見書(持っている場合)を提出します。

申請は居宅介護支援事業所や高齢者相談センターなどに代行してもらうことができます。

② 訪問調査
調査員が自宅や施設、病院を訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。

③ 審査・判定
訪問調査の結果と主治医意見書を基に、介護認定審査会で要介護度と有効期間を認定します。

④ 認定結果の通知
原則として申請から30日以内に認定結果が通知されます。

⑤ サービスの選択
要支援1・2の人は、介護予防

サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。

要介護1～5の人は、居宅サービスまたは施設サービスが利用できます。

⑥ ケアプランの作成依頼
ケアマネジャーなどに本人の希望や状態に応じた「介護サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)」の作成を依頼します。

⑦ サービスの利用
サービス提供事業者と契約を結び、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

原則として費用の1～3割を利用者が負担します。

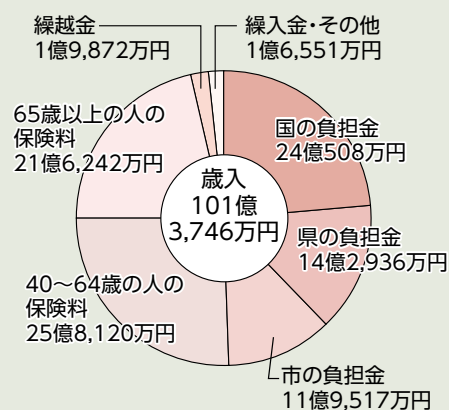
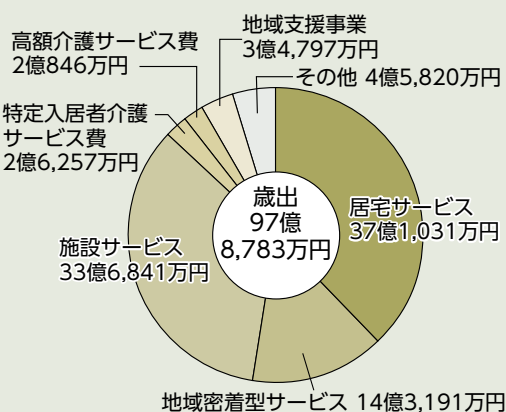
⑧ 更新の申請
引き続きサービスを利用する場合は、有効期間が終了する前に更新申請をします。有効期間が終了する60日前から申請できます。

※認定期間中に、心身の状況が改善・悪化し、必要とする介護サービスが変化したときは、変更申請ができます(区分変更申請)。

平成29年度の決算状況

平成29年度に介護サービスを利用した人は延べ64,748人で、介護給付費は歳出総額の約87%を占めています。

歳出のうち「その他」の4億5,820万円には、要介護認定にかかる費用などを含む総務費1億396万円のほか、審査支払手数料707万円が含まれます。



※平成29年度三原市介護保険特別会計決算書による。

介護の資格を取得しませんか 研修受講料の一部を助成します

市では介護職員初任者研修課程などの研修を受講し、資格を取得した人へ、受講料の一部を助成しています。

※研修終了日または資格取得日から継続して6カ月以上、市内の指定事業所に勤務した人に限ります。詳しくは問い合わせ

ください。

- 対象となる研修
- ① 介護職員初任者研修課程
 - ② 介護福祉士、介護支援専門員の資格取得のための研修

高齢者福祉課

0848・67・6240